

旅行キャンセル費用保険「合宿キャンセル保険」
普通保険約款

スマートプラス少額短期保険株式会社

2026 年 8 月 4 日

目次

用語の説明

第1章 補償条項

- 第1条（保険金を支払う場合）
- 第2条（キャンセル費用の範囲）
- 第3条（保険金を支払わない場合）
- 第4条（保険金の支払額）
- 第5条（損害防止義務及び義務違反の場合の取扱い）

第2章 基本条項

- 第6条（保険責任の始期と終期）
- 第7条（保険料の払込方法）
- 第8条（保険責任のおよぶ地域）
- 第9条（保険金の請求、支払時期および支払場所）
- 第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
- 第11条（保険契約の失効および当会社への通知）
- 第12条（重大事由による解除）
- 第13条（解約）
- 第14条（詐欺による取消）
- 第15条（不法取得目的による無効）
- 第16条（保険契約の終了）
- 第17条（保険契約者の変更）
- 第18条（代理請求人による保険金請求）
- 第19条（保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額および保険金の削減払い）
- 第20条（契約者配当）
- 第21条（時効）
- 第22条（代位）
- 第23条（訴訟の提起）
- 第24条（準拠法）

用語の説明

この普通保険約款および適用される特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおりです。

用語	説明
保険契約者	当会社がこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。本保険においては、対象サービスの予約の代表者が被保険者となります。
対象サービス同伴予定者	被保険者が行った対象サービスの予約において、対象サービスの利用を予定している者（被保険者自身を除く）をいいます。
保険証券	保険金額や保険期間などの保険契約の内容を具体的に記載したもので、保険契約の成立を証明するものです。
保険契約者マイページ	当会社が保険契約の申込みの承諾をして保険契約が成立したときは、書面による保険証券の発行は行わず、保険契約者に専用のＩＤとパスワードを交付し、当会社のウェブサイト上に設けた保険契約者ごとの専用ページに、保険契約者がこれを入力することにより保険契約内容を閲覧可能とする方法をとります。この保険契約者ごとの専用ページのことを「保険契約者マイページ」といい、ここに保険契約の内容として表示した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を適用します。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。この約款に規定する保険金の支払が生じた際の限度額となります。
保険期間	保険証券記載の保険責任期間をいいます。
旅行等サービス	旅行、宿泊、運送・交通その他これらに類するサービスをいいます。他の予約とセットになっていない現地アクティビティ、興行やテーマパーク等の入場チケットは除きます。
対象サービス	本保険のキャンセル費用補償の対象となる、被保険者が予約した旅行等サービスで保険証券に記載したものをいいます。
対象サービス提供者	対象サービスを提供する事業者をいいます。
対象サービス利用契約	対象サービスの利用規約等、被保険者と対象サービス提供者との間で、対象サービスの利用に関して交わされる契約をいいます。
予約サイト運営業者	被保険者がインターネットを通じて対象サービスの予約を行った場合、予約を行ったウェブサイトを経営している事業者をいいます。
予約代金	対象サービスの利用代金全額を対象サービスの予約時に被保険者が支払った場合、その金額をいいます。その他の場合、対象サービスの予約時に被保険者と対象サービス提供者の間で合意した対象サービス利用契約に基づく、対象サービスの利用代金をいいます。また、対象サービスが複数ある場合には、それぞれの対象サービスの利用代金を合計した金額をいいます。
キャンセル事由	対象サービスの予約をキャンセルすることとなった理由、または対象サービスを利用できなかった理由をいいます。

2026 年 8 月 4 日

配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。また、キャンセル事由の発生日からその日を含めて30日以内に被保険者または対象サービス同伴予定者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を保険事故発生時においても配偶者であったものとみなします。
医師	医師法に定める医師および歯科医師法に定める歯科医師をいいます。日本国外においては、当会社が日本国内における医師または歯科医師に相当する資格を有する者と同等と認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。また、被保険者または対象サービス同伴予定者が医師もしくは歯科医師である場合は、その本人を除きます。
獣医師	獣医師法に定める獣医師をいいます。日本国外においては、当会社が日本国内における獣医師に相当する資格を有する者と同等と認めた日本国外の獣医師を含みます。また、被保険者または対象サービス同伴予定者が獣医師である場合は、その本人を除きます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、または往診により医師の治療を受けることをいいます。
入院	医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することを目的とした入院(入院日と退院日が同日である日帰り入院を含みます。)をいい、診断のための検査入院、介護を主たる目的とする入院は入院の範囲に含まれません。
病院または診療所	医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）をいいます。
自動車	原動機付自転車を除きます。
新型コロナウイルス感染症等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」といいます）に定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等感染症および指定感染症をいいます。

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、この保険契約に適用される特約に定めるキャンセル事由により、被保険者または対象サービス同伴予定者が、旅行等サービスのうち保険証券に記載するサービス（以下、「対象サービス」といいます）の提供を受けられなくなった場合で、被保険者または被保険者の法定相続人が対象サービスの予約に関してキャンセル費用を負担した場合、この普通保険約款および適用される特約の規

2026年8月4日

定に従い、保険金をそのキャンセル費用の負担者に支払います。

- (2) 当社が保険金を支払うのは、前(1)の損失の発生原因となったキャンセル事由の発生の際が保険期間中であった場合に限りです。

第2条（キャンセル費用の範囲）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)のキャンセル費用とは、被保険者または対象サービス同伴予定者が、対象サービスの全部または一部の提供を受けられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、対象サービス利用契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用をいいます。

- (2) 前(1)の対象サービスは、日本国内を出発地および帰着地とする旅行において、被保険者または対象サービス同伴予定者が居住地を出発してから帰着するまでの間に利用する、次に掲げる旅行等サービスをいいます。

- ① 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス（クルーズ旅行を含む。以下「ツアー旅行」といいます）、宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス、旅客の輸送、レンタカーの提供およびそれに付帯するサービス

(注) 他の予約とセットになっていない現地アクティビティ、興行やテーマパーク等の入場チケットを除きます。

- ② 前号のサービスのうち、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ定める条件を満たすものとします。

旅行の種類	対象サービスの条件
国内旅行	前号のサービスのうち一または複数のサービス
海外旅行	前号のサービスのうち一または複数のサービス。ただし、日本国内を出発地とする航空券またはツアー旅行のいずれかを含むもの

- ③ 複数のサービスを対象とする場合は、サービスの予約者ならびに同伴予定者がすべて同一であるものに限りです。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または対象サービス同伴予定者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 保険契約者、被保険者または対象サービス同伴予定者の犯罪行為または闘争行為
- ④ 保険契約者、被保険者または対象サービス同伴予定者が法令に定められた運転資格（注1）を持たず、または酒に酔った状態もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注2）
- ⑦ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

2026年8月4日

- ⑧前③の事由に随伴して生じた事故による傷害もしくは疾病、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害もしくは疾病
 - ⑨前⑦以外の放射線照射または放射線汚染
 - ⑩被保険者または対象サービス同伴予定者が、対象サービス提供者が予め定める基準等を満たしておらず、サービスが利用できなかった場合
 - ⑪当会社が、被保険者がキャンセル費用を負担したことを、客観的事実をもって確認できない場合
 - ⑫被保険者または対象サービス同伴予定者が頸部症候群（注 5）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- （注 1）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注 2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注 3）使用済燃料を含みます。
- （注 4）原子核分裂生成物を含みます。
- （注 5）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第 4 条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、第 2 条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額（注）に、キャンセル事由に応じた保険証券記載の支払割合を乗じた金額とします。

（注）本保険の契約締結後に対象サービス利用代金の変更を伴う予約の変更（複数のサービスのうち一部のサービスにおける予約取消、予約内容の変更ならびに提供者または予約サイト運営業者の事情によるサービスの提供契約の解除を含む）が行われた場合は、第 2 条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額と、保険証券記載の予約代金をもとに対象サービス利用契約に従って計算したキャンセル費用の額の、いずれか低い金額とします。

第 5 条（損害防止義務及び義務違反の場合の取扱い）

- （1）保険契約者または被保険者は、第 1 条（保険金を支払う場合）（1）のキャンセル事由が発生したことを知った場合は、キャンセル事由が発生したことを知った時から遅滞なく、その事実を対象サービス提供者に通知し、それらの者との契約を解除する等キャンセル費用の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- （2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 2 章 基本条項

第 6 条（保険責任の始期と終期）

- （1）当会社の保険責任は、当会社が保険の申込を受け、保険料を領収した日時に始まり、対象サービス利用予定日（対象サービス利用期間が複数日にわたる場合は、対象サービス利用開始日）の午後 12

2026 年 8 月 4 日

時で終了します。なお、対象サービスが複数ある場合は、最初に利用する対象サービスの利用開始日を対象サービス利用予定日とします。

- (2) 当会社は、前(1)で規定する保険責任の期間内かつキャンセル事由ごとに特約で定められた期間内に当該キャンセル事由が発生し、被保険者がキャンセル費用を負担した場合、保険金を支払います。
- (3) 当会社は、前(1)および(2)に定める期間に関わらず、対象サービスの全部の提供を受けることができた場合または受けることができる場合には、保険金を支払いません。
- (4) 前(1)の時刻は、対象サービス利用予定地の標準時によるものとします。なお、対象サービスが複数ある場合は、最初に利用する対象サービスの対象利用開始場所をサービス利用予定地とします。

第7条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この普通保険約款に適用される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に適用される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

第8条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、日本国内または国外において発生した支払事由による損害等に対して保険金を支払います。

第9条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

- (1) 保険金の支払事由が発生した場合、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、当会社に対し、次の事項を通知しなければなりません。また、保険契約者または被保険者は、保険金の請求にあたって、付帯する特約の別表に定める必要書類を当会社に提出することを要します。
 - ①キャンセル事由の発生日時およびその内容
 - ②対象サービス利用契約の内容ならびに対象サービスをキャンセルした日時
 - ③他の保険契約等の有無および内容（注）
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 当会社は、保険金の支払について特に必要と認めた場合に限り、前(1)に定める必要書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前(1)および(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (4) 当会社は、保険金の請求書類が当会社に到着した日（以下、「請求日」といいます。）の翌日から起算して30日以内に、被保険者または被保険者の法定相続人の指定した金融機関等の口座に振り込む方法により、保険金を支払います。ただし、必要書類に不備があった場合は、完備した日から起算します。
- (5) 当会社は、保険金の支払いのために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当

2026年8月4日

該各号に定める事項の確認を行います。この場合、前（４）の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うべき期限は、請求日の翌日から起算して 45 日以内とします。

①保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

②保険金支払いの免責事由に該当する可能性があり、保険金の支払事由の発生した原因について確認が必要な場合

③この普通保険約款に定める詐欺による取消、不法取得目的による無効または重大事由による解除に該当する可能性があり、前②に定める事項または保険契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実の確認が必要な場合

（６）前（５）の確認をするために、次に掲げる特別な照会や調査が不可欠な場合には、前（４）および（５）の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うべき期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ次の各号に掲げる日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）以内とします。

①前（５）①、②または③に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定されている照会 60 日

②前（５）①、②または③に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 90 日

③前（５）①、②または③に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前（５）①、②または③に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日

④前（５）①、②または③に定める事項についての日本国外における確認 180 日

（７）前（５）または（６）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、当会社は、これにより保険金の支払いが遅延した期間について、遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

（８）前（５）または（６）の場合には、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、当会社は、保険金を請求した者に通知します。

（９）当会社は、キャンセル事由によって保険金が支払われる場合において、医師または獣医師が発行する診断書または証明書の取得に必要とした費用については、1 回のキャンセル事由につき上限 3,000 円まで実費を負担します。

（１０）前（４）から（６）までに定める期日をこえて保険金を支払う場合は、当会社は、その期日の翌日から法定利率で計算した遅延利息を保険金の受取人に支払います。ただし、前（７）の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当会社は、遅滞の責任を負いません。

第 10 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第 4 条（保険金の支払額）の損害を補償する他の保険契約または共済契約がある場合には、次の各号によって計算した金額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

2026 年 8 月 4 日

この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等からの保険金または共済金が支払われた場合

支払責任額（注）から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の保険金額を限度とします。

（注）支払責任額とは、他の保険契約がないものとして計算された、この保険契約における保険金支払額をいいます。

第 11 条（保険契約の失効および当会社への通知）

（１）保険契約締結の後、次のいずれかの失効事由に該当した場合は、その事実が発生した時に、保険契約は失効します。

①対象サービスの提供者または予約サイト運営業者の事情により、対象サービス利用契約（複数ある場合はそのすべて）が解除（注１）され、対象サービスの利用代金の支払が不要となった場合（対象サービスの決済方法が事前決済（クレジットカードの支払予約含む）の場合は、対象サービス提供者または予約サイト運営業者から予約代金（複数ある場合はそのすべて）の全額払戻し（注２）を受けた場合）

②保険契約者、被保険者または同一の予約内での対象サービス同伴予定者が、対象サービスの予約取消以外の事由により、対象サービス利用契約を解除（注３）した場合

③保険契約者、被保険者または同一の予約内での対象サービス同伴予定者が、対象サービス提供者の承諾を受け、契約上の地位を第三者に譲渡した場合

④被保険者および対象サービス同伴予定者全員が死亡した場合。ただし、第 16 条（保険契約の終了）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

（注１）対象サービス提供の中止による解除を含みます。

（注２）対象サービス利用予定日より前の日における解除の場合は、利用代金の全額の払戻しを受けた場合をいいます。対象サービス利用開始後の解除の場合は、利用代金のうち、まだ提供を受けていない対象サービスに関わる金額の払戻しを受けた場合をいいます。

（注３）対象サービス利用契約の全部解除をいいます。

（２）保険契約者または被保険者は、（１）の失効事由が発生した場合には、保険契約者マイページより、当会社に通知を行うものとします。ただし、保険契約者マイページが利用不可能な場合には、当会社は、電話もしくは書面による通知を認めます。

（３）前（１）の規定により保険契約が失効した場合、当会社は払い込まれた保険料全額を返還します。

（４）保険契約が失効した場合、保険契約の復活は取り扱いません。

第 12 条（重大事由による解除）

（１）当会社は、次のいずれかの事由に該当した場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。

①保険契約者または被保険者が、当会社に当該保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合

②被保険者が、当該保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合

③保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当する場合

2026 年 8 月 4 日

(ア) 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

(イ) 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

(ウ) 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

(エ) 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

(オ) その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

④前①から③までのほか、保険契約者または被保険者が、前①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

(2) 当会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、前(1)の規定により保険契約を解除することができます。

(3) 前(2)の場合、当会社は前(1)に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 当会社は、解除の原因となる事実を知った場合、保険契約者に対して解除事由を記載した書面をもって保険契約を解除する旨を通知し、保険契約者に書面が到着した日を解除日とします。

(5) 前(1)の規定により保険契約を解除する場合、当会社はすでに払い込まれた保険料全額を返還します。

第13条（解約）

(1) 保険契約者は、将来に向かってこの保険契約を解約することができます。

(2) 対象サービス利用予定日の変更を伴う予約の変更（複数のサービスのうち一部のサービスにおける予約取消、予約内容の変更ならびに対象サービスの提供業者または予約サイト運営業者の事情によるサービスの提供契約の解除を含む）をした場合、保険契約者は保険契約者マイページから所定の方法で当社へ通知を行い、契約を解約することとします。

(3) 保険契約者が解約を請求する場合は、保険契約者マイページから所定の方法で手続きを行うことを要します。ただし、保険契約者マイページが利用不可能な場合には、当会社は、電話もしくは書面による通知を認めます。

(4) 当会社は、前(2)、(3)に定める手続きが完了した日を解約日とします。

(5) 前(4)に規定する解約日によって保険料の返還は以下の通りとします。

①解約日が対象サービス利用予定日から遡って16日（利用予定日当日を含む）以前の場合、すでに払い込まれた保険料から事務手数料200円を除いた金額を返還します。ただし、すでに払い込まれた保険料から事務手数料200円を除いた金額がマイナスとなる場合には保険料を返還しません。また、保険契約を解約するまでに第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を既に支払っていた場合にも、保険料は返還しません。

②解約日が対象サービス利用予定日から遡って15日（利用予定日当日を含む）以内の場合、すで

2026年8月4日

に払い込まれた保険料は返還しません。

第 14 条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第 15 条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第 16 条（保険契約の終了）

保険期間中に対象サービスの予約の全部がキャンセルされ、本保険による保険金が支払われた場合、当該保険契約は終了します。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第 17 条（保険契約者の変更）

- （１）保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- （２）（１）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- （３）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 18 条（代理請求人による保険金請求）

- （１）被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合で、次のすべてに該当するときは、被保険者の代理人（以下、「代理請求人」といいます。）が保険金の請求を行うことができます。
 - ①代理請求人が被保険者と同居または生計を一にしている配偶者（配偶者がいない場合には、被保険者と同居または生計を一にしている３親等以内の親族）であること
 - ②代理請求人が特別な事情の存在を証明する書類および被保険者と代理請求人の関係を示す書類の提出を行い、当会社が承諾した場合
- （２）（１）により、当会社が代理請求人に保険金を支払ったときには、その後重複して保険金の請求を受けた場合でも、当会社はこれを支払いません。

第 19 条（保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額および保険金の削減払い）

- （１）当会社は、事故が当会社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、当会社の定めるところにより、保険期間の中途において保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。
- （２）当会社は、保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害等の想定外の事象の発生によって本保険の事業収支が著しく悪化した場合は、当会社の定めるところにより、保険金を削減して支払うこと

2026 年 8 月 4 日

があります。

- (3) 前(1)および(2)に規定する保険料の増額、保険金額の減額、または保険金の削減払を行う場合は、保険契約者に対し書面によりその旨を通知するものとします。この場合、通知を行う前に生じた事故による保険金については、保険金額の減額および保険金の削減払を行いません。

第20条（契約者配当）

この保険契約に契約者配当はありません。

第21条（時効）

保険金の支払または保険料の返還を請求する権利は、その事由が発生した日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合は消滅します。

第22条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ①当社が損害の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- ②①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) 前(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第23条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第24条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

2026年8月4日

旅行キャンセル費用保険「合宿キャンセル保険」
特約集

スマートプラス少額短期保険株式会社

2026 年 8 月 4 日

目次

被保険者または対象サービス同伴予定者の死亡によるキャンセル費用補償特約

- 第1条（保険金を支払う場合）
- 第2条（保険金の支払額）
- 第3条（保険金を支払わない場合）
- 第4条（準用規定）

別表 保険金請求書類

被保険者または対象サービス同伴予定者の親族死亡によるキャンセル費用補償特約

- 第1条（保険金を支払う場合）
- 第2条（保険金の支払額）
- 第3条（保険金を支払わない場合）
- 第4条（準用規定）

別表 保険金請求書類

被保険者または対象サービス同伴予定者の入院によるキャンセル費用補償特約

- 第1条（保険金を支払う場合）
- 第2条（保険金の支払額）
- 第3条（保険金を支払わない場合）
- 第4条（準用規定）

別表 保険金請求書類

被保険者または対象サービス同伴予定者の家屋の損壊によるキャンセル費用補償特約

- 第1条（保険金を支払う場合）
- 第2条（保険金の支払額）
- 第3条（保険金を支払わない場合）
- 第4条（準用規定）

別表 保険金請求書類

避難指示等によるキャンセル費用補償特約

- 第1条（保険金を支払う場合）
- 第2条（保険金の支払額）
- 第3条（保険金を支払わない場合）
- 第4条（準用規定）

別表 保険金請求書類

被保険者または対象サービス同伴予定者の通院によるキャンセル費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

第2条（保険金の支払額）

第3条（保険金を支払わない場合）

第4条（準用規定）

別表 保険金請求書類

被保険者または対象サービス同伴予定者の親族の介護・看護によるキャンセル費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

第2条（保険金の支払額）

第3条（保険金を支払わない場合）

第4条（準用規定）

別表 保険金請求書類

新型コロナウイルス感染症等を原因とするキャンセル費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

第2条（保険金の支払額）

第3条（保険金を支払わない場合）

第4条（準用規定）

別表 保険金請求書類

保険料のクレジットカード払特約

第1条（特約の適用）

第2条（用語の定義）

第3条（保険料の払込み）

第4条（準用規定）

団体予約における個人での保険契約に関する特約

第1条（特約の適用）

第2条（用語の定義）

第3条（保険金を支払う場合）

第4条（キャンセル費用の範囲）

第5条（保険金を支払わない場合）

第6条（保険契約の失効および当会社への通知）

第7条（保険契約の終了）

第8条（準用規定）

保険料のコンビニエンスストア払特約

第 1 条（特約の適用）

第 2 条（保険料の払込み）

第 3 条（準用規定）

2026 年 8 月 4 日

被保険者または対象サービス同伴予定者の死亡によるキャンセル費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者または対象サービス同伴予定者が保険期間内に死亡したことに起因して、被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用について、この特約及び旅行キャンセル費用保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます）の規定に従い、保険金をその費用の負担者に支払います。

第2条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額（注）に、本特約で規定するキャンセル事由に対応した保険証券記載の支払割合を乗じた金額とします。

（注）本保険の契約締結後に対象サービス利用代金の変更を伴う予約の変更が行われた場合は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額と、保険証券記載の予約代金をもとに対象サービス利用契約に従って計算したキャンセル費用の額の、いずれか低い金額とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定に従います。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

この特約の保険金の請求および支払については、普通保険約款第9条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用するものとし、この特約の保険金の請求に必要な書類は下表のとおりです。

キャンセル事由	必要書類
被保険者または対象サービス同伴予定者の死亡	(1)当会社所定の保険金請求書 (2)対象サービスのキャンセル費用の支出を証明する精算書または領収書 (3)対象サービスを利用できなかったことを証明する未使用のチケット等 (4)死亡を確認できる書類（死亡診断書等の死亡日の確認できる書類、死体検案書、会葬案内その他公的機関の証明書等のいずれか） (5)代理請求人が保険金請求を行う場合には、普通保険約款第18条（代理請求人による保険金請求）（1）に規定する書類

当会社が認めた場合には、上記の書類の一部を省略すること、また、書面によらず保険契約者マイページからの画像添付による提出を可能とします。

2026年8月4日

被保険者または対象サービス同伴予定者の親族死亡によるキャンセル費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険期間内かつ対象サービス利用予定日（利用期間が複数日にわたる場合は利用開始日、以下同じ）から遡って31日以内（対象サービス利用予定日当日を含みます）に、被保険者または対象サービス同伴予定者の、配偶者または3親等以内の親族が死亡したことに起因して被保険者が負担したキャンセル費用について、この特約及び旅行キャンセル費用保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます）の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

第2条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額（注）に、本特約で規定するキャンセル事由に対応した保険証券記載の支払割合を乗じた金額とします。

（注）本保険の契約締結後に対象サービス利用代金の変更を伴う予約の変更が行われた場合は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額と、保険証券記載の予約代金をもとに対象サービス利用契約に従って計算したキャンセル費用の額の、いずれか低い金額とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定に従います。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

この特約の保険金の請求および支払については、普通保険約款第9条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用するものとし、この特約の保険金の請求に必要な書類は下表のとおりです。

キャンセル事由	必要書類
被保険者または対象サービス同伴予定者の親族死亡	(1)当会社所定の保険金請求書 (2)対象サービスのキャンセル費用の支出を証明する精算書または領収書 (3)対象サービスを利用できなかったことを証明する未使用のチケット等 (4)死亡を確認できる書類（死亡診断書等の死亡日の確認できる書類、死体検案書、会葬案内その他公的機関の証明書等のいずれか） (5)代理請求人が保険金請求を行う場合には、普通保険約款第18条（代理請求人による保険金請求）（1）に規定する書類

当会社が認めた場合には、上記の書類の一部を省略すること、また、書面によらず保険契約者マイページからの画像添付による提出を可能とします。

2026年8月4日

被保険者または対象サービス同伴予定者の入院によるキャンセル費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者または対象サービス同伴予定者が、保険期間内かつ対象サービス利用予定日（利用期間が複数日にわたる場合は利用開始日、以下同じ）から遡って7日以内（対象サービス利用予定日当日を含みます）に入院したことに起因して、被保険者が負担したキャンセル費用について、この特約及び旅行キャンセル費用保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます）の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

第2条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額（注）に、本特約で規定するキャンセル事由に対応した保険証券記載の支払割合を乗じた金額とします。

（注）本保険の契約締結後に対象サービス利用代金の変更を伴う予約の変更が行われた場合は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額と、保険証券記載の予約代金をもとに対象サービス利用契約に従って計算したキャンセル費用の額の、いずれか低い金額とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定に加え、以下の場合は保険金を支払いません。

- （1）被保険者または対象サービス同伴予定者の妊娠、出産を原因とする入院
- （2）美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院
- （3）新型コロナウイルス感染症等を原因とする入院
- （4）対象サービスの予約時点以前に発生していた傷病を原因とする入院

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

この特約の保険金の請求および支払については、普通保険約款第9条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用するものとし、この特約の保険金の請求に必要な書類は下表のとおりです。

キャンセル事由	必要書類
被保険者または対象サービス同伴予定者の入院	(1)当会社所定の保険金請求書 (2)対象サービスのキャンセル費用の支出を証明する精算書または領収書 (3)対象サービスを利用できなかったことを証明する未使用のチケット等 (4)診療明細書 (5)当会社所定の医師の診断書または入院証明書 (6)代理請求人が保険金請求を行う場合には、普通保険約款第18条（代理請求人による保険金請求）（1）に規定する書類

2026年8月4日

当社が認めた場合には、上記の書類の一部を省略すること、また、書面によらず保険契約者マイページからの画像添付による提出を可能とします。

被保険者または対象サービス同伴予定者の家屋の損壊によるキャンセル費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険期間内かつ対象サービス利用予定日（利用期間が複数日にわたる場合は利用開始日、以下同じ）から遡って31日以内（対象サービス利用予定日当日を含みます）に、被保険者または対象サービス同伴予定者が平時居住している家屋または家屋の一部が、火災、落雷、破裂または爆発（注1）、風災（注2）、ひょう災または雪災（注3）、水災（注4）等により損壊した（注5）ことに起因して、被保険者が負担したキャンセル費用について、この特約及び旅行キャンセル費用保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます）の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

（注1）気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

（注2）台風、せん風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

（注3）豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故またはなだれをいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

（注4）台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による事故をいいます。

（注5）家屋の損害の額が100万円以上の場合をいいます。

第2条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額（注）に、本特約で規定するキャンセル事由に対応した保険証券記載の支払割合を乗じた金額とします。

（注）本保険の契約締結後に対象サービス利用代金の変更を伴う予約の変更が行われた場合は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額と、保険証券記載の予約代金をもとに対象サービス利用契約に従って計算したキャンセル費用の額の、いずれか低い金額とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定に従います。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

この特約の保険金の請求および支払については、普通保険約款第9条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用するものとし、この特約の保険金の請求に必要な書類は下表のとおりです。

キャンセル事由	必要書類
被保険者または対象サービス同伴予定者の家屋	(1)当会社所定の保険金請求書 (2)対象サービスのキャンセル費用の支出を証明する精算書または領収書 (3)対象サービスを利用できなかったことを証明する未使用のチケット等

2026年8月4日

の損壊	(4)罹災証明書 (5)損害保険会社への保険金請求書 (6)代理請求人が保険金請求を行う場合には、普通保険約款第 18 条（代理請求人による保険金請求）（１）に規定する書類
-----	--

当会社が認めた場合には、上記の書類の一部を省略すること、また、書面によらず保険契約者マイページからの画像添付による提出を可能とします。

避難指示等によるキャンセル費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、対象サービス利用予定日（利用期間が複数日にわたる場合は利用開始日）に、対象サービスの利用予定地または被保険者もしくは対象サービス同伴予定者の居住地に対し公的機関による避難の指示等（注）が発令されたことに起因して、被保険者が負担したキャンセル費用について、この特約及び旅行キャンセル費用保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます）の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

（注）災害対策基本法第60条または第61条に基づき公的機関から発令された避難の指示または勧告をいいます。日本国外においては、政府、地方自治体等の公的機関が発令するこれらに準じる避難勧告、避難指示、その他避難命令、非常事態宣言等をいいます。

第2条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額（注）に、本特約で規定するキャンセル事由に対応した保険証券記載の支払割合を乗じた金額とします。

（注）本保険の契約締結後に対象サービス利用代金の変更を伴う予約の変更が行われた場合は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額と、保険証券記載の予約代金をもとに対象サービス利用契約に従って計算したキャンセル費用の額の、いずれか低い金額とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定に従います。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

この特約の保険金の請求および支払については、普通保険約款第9条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用するものとし、この特約の保険金の請求に必要な書類は下表のとおりです。

キャンセル事由	必要書類
避難指示等	(1)当会社所定の保険金請求書 (2)対象サービスのキャンセル費用の支出を証明する精算書または領収書 (3)対象サービスを利用できなかったことを証明する未使用のチケット等 (4)災害対策基本法第60条または第61条に基づく避難の指示等が公的機関から出されたことを証明する書類 (5)日本国外においては、政府、地方自治体等の公的機関が発令する前(4)に準じる避難勧告、避難指示、その他避難命令、非常事態宣言等を証明する書類 (6)代理請求人が保険金請求を行う場合には、普通保険約款第18条（代理請求人によ

2026年8月4日

	る保険金請求）（１）に規定する書類
--	-------------------

当会社が認めた場合には、上記の書類の一部を省略すること、また、書面によらず保険契約者マイページからの画像添付による提出を可能とします。

被保険者または対象サービス同伴予定者の通院によるキャンセル費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、被保険者または対象サービス同伴予定者が、対象サービス利用予定日（利用期間が複数日にわたる場合は利用開始日、以下同じ）から遡って4日以内（対象サービス利用予定日当日を含みます）に通院したことに起因して、被保険者が負担したキャンセル費用について、この特約及び旅行キャンセル費用保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます）の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

（2）当会社は、被保険者または対象サービス同伴予定者が、対象サービス利用予定日の5日前から2日前までに通院し、かつ、インフルエンザ（注）、感染性胃腸炎、溶連菌感染症、RSウイルス感染症、マイコプラズマ感染症、水痘（みずぼうそう）、百日咳のいずれかと診断されたことに起因して、被保険者が負担したキャンセル費用について、この特約及び普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める、特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除きます。以下、同様とします。

第2条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額（注）に、本特約で規定するキャンセル事由に対応した保険証券記載の支払割合を乗じた金額とします。

（注）本保険の契約締結後に対象サービス利用代金の変更を伴う予約の変更が行われた場合は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額と、保険証券記載の予約代金をもとに対象サービス利用契約に従って計算したキャンセル費用の額の、いずれか低い金額とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定に加え、以下の場合は保険金を支払いません。

- （1）被保険者または対象サービス同伴予定者の妊娠、出産を原因とする通院
- （2）美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための通院
- （3）新型コロナウイルス感染症等を原因とする通院
- （4）対象サービスの予約時点以前に発生していた傷病を原因とする通院
- （5）対象サービスの予約時点以前に発症していたインフルエンザ、感染性胃腸炎、溶連菌感染症、RSウイルス感染症、マイコプラズマ感染症、水痘（みずぼうそう）、百日咳を原因とする通院

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

この特約の保険金の請求および支払については、普通保険約款第9条（保険金の請求、支払時期および

2026年8月4日

支払場所)の規定を準用するものとし、この特約の保険金の請求に必要な書類は下表のとおりです。

キャンセル事由	必要書類
被保険者または 対象サービス同 伴予定者の通院	(1)当会社所定の保険金請求書 (2)対象サービスのキャンセル費用の支出を証明する精算書または領収書 (3)対象サービスを利用できなかったことを証明する未使用のチケット等 (4)診療明細書 (5)当会社所定の医師の診断書、またはこれに準ずる傷病名が記載された医療機関発行の書類 (6)代理請求人が保険金請求を行う場合には、普通保険約款第 18 条（代理請求人による保険金請求）（１）に規定する書類

当会社が認めた場合には、上記の書類の一部を省略すること、また、書面によらず保険契約者マイページからの画像添付による提出を可能とします。

被保険者または対象サービス同伴予定者の親族の介護・看護によるキャンセル費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者または対象サービス同伴予定者の、配偶者または1親等の親族が、対象サービス利用予定日（利用期間が複数日にわたる場合は利用開始日）の当日または前日に入通院し、被保険者または対象サービス同伴予定者による介護または看護が必要となったことに起因して、被保険者が負担したキャンセル費用について、この特約及び旅行キャンセル費用保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます）の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

第2条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額（注）に、本特約で規定するキャンセル事由に対応した保険証券記載の支払割合を乗じた金額とします。

（注）本保険の契約締結後に対象サービス利用代金の変更を伴う予約の変更が行われた場合は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額と、保険証券記載の予約代金をもとに対象サービス利用契約に従って計算したキャンセル費用の額の、いずれか低い金額とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定に加え、対象サービスの予約時点以前に発生していた傷病を原因とする入通院による介護、看護の場合は保険金を支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

この特約の保険金の請求および支払については、普通保険約款第9条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用するものとし、この特約の保険金の請求に必要な書類は下表のとおりです。

キャンセル事由	必要書類
被保険者または対象サービス同伴予定者の親族の介護・看護	(1)当会社所定の保険金請求書 (2)対象サービスのキャンセル費用の支出を証明する精算書または領収書 (3)対象サービスを利用できなかったことを証明する未使用のチケット等 (4)診療明細書 (5)当会社所定の医師の診断書 (6)戸籍謄本等、入通院をした者とサービス同伴予定者の続柄を証明する書類 (7)代理請求人が保険金請求を行う場合には、普通保険約款第18条（代理請求人による保険金請求）（1）に規定する書類

当会社が認めた場合には、上記の書類の一部を省略すること、また、書面によらず保険契約者マイページからの画像添付による提出を可能とします。

2026年8月4日

新型コロナウイルス感染症等を原因とするキャンセル費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者または対象サービス同伴予定者が、対象サービス利用予定日（利用期間が複数日にわたる場合は利用開始日）当日において、新型コロナウイルス感染症等による以下の事象に起因して被保険者が負担したキャンセル費用について、この特約及び旅行キャンセル費用保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます）の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

- （1）新型コロナウイルス感染症等にかかったことにより医師の判断で宿泊療養もしくは自宅療養を余儀なくされた場合または入院した場合
- （2）国、地方公共団体または医師により新型コロナウイルス感染症等にかかった疑いがあると判断されたため行った検査の結果が判明していない場合
- （3）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」といいます）に基づき健康状態の報告を求められた場合
- （4）感染症について、法令に基づき設置された対策本部の長または地方公共団体の長による外出自粛要請に基づき、外出を自粛した場合

（注）新型インフルエンザ等感染症（病原体がベータコロナウイルス族のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））、ならびに感染症法に定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症、および指定感染症をいいます。

第2条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額（注）に、本特約で規定するキャンセル事由に対応した保険証券記載の支払割合を乗じた金額とします。

（注）本保険の契約締結後に対象サービス利用代金の変更を伴う予約の変更が行われた場合は、普通保険約款第2条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額と、保険証券記載の予約代金をもとに対象サービス利用契約に従って計算したキャンセル費用の額の、いずれか低い金額とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定に従います。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

この特約の保険金の請求および支払については、普通保険約款第9条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用するものとし、この特約の保険金の請求に必要な書類は下表のとおりです。

キャンセル事由	必要書類
---------	------

2026年8月4日

新型コロナウイルス感染症等	(1)当会社所定の保険金請求書 (2)対象サービスのキャンセル費用の支出を証明する精算書または領収書 (3)対象サービスを利用できなかったことを証明する未使用のチケット等 (4)新型コロナウイルス感染症等に罹患し、宿泊療養または自宅療養を命ぜられたことを証明する書類 (5)新型コロナウイルス感染症等に罹患し、入院をしたことを証明する書類 (6)新型コロナウイルス感染症等の検査を受けた日付を証明する書類 (7)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき健康状態の報告を求められたことを証明する書類 (8)公共機関から外出自粛要請が発せられたことを証明する書類 (9)代理請求人が保険金請求を行う場合には、普通保険約款第 18 条（代理請求人による保険金請求）（１）に規定する書類
---------------	---

当会社が認めた場合には、上記の書類の一部を省略すること、また、書面によらず保険契約者マイページからの画像添付による提出を可能とします。

保険料のクレジットカード払特約

第1条（特約の適用）

この特約は、旅行キャンセル費用保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯するもので、保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてクレジットカード払を選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。

第2条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
(1)クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
(2)クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
(3)会員規約等	クレジットカード会社との間で締結した会員規約等をいいます。

第3条（保険料の払込み）

- （1）この特約が付帯された場合には、保険契約者はクレジットカードによって保険料を払い込むものとし、当会社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に、保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。
- （2）（1）の規定は、当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして（1）の規定を適用します。
- （3）（2）の当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合で、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード会社に対して、この保険契約にかかわる保険料相当額を払い込んでいない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

2026年8月4日

団体予約における個人での保険契約に関する特約

第1条（特約の適用）

この特約は、旅行キャンセル費用保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯するもので、団体予約における参加申込者個人が、その個人の参加申込に関して、旅行キャンセル費用保険の申込みを行う場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
(1)団体予約	対象サービス提供者と契約責任者の間で行われる、対象サービス利用契約に基づく10名以上での対象サービス利用予約をいいます。
(2)契約責任者	団体予約において、参加者を代理して、対象サービス提供者と対象サービス利用契約を締結する者をいいます。
(3)参加申込	団体予約について個人が参加者として対象サービス利用に関する参加の意思表示を書面又は電子的方法により行うことをいいます。
(4)参加者	団体予約において対象サービスに参加する個人をいいます。
(5)参加申込者	団体予約について参加を申し込む個人であり、本特約を付帯した保険の被保険者となります。参加者の対象サービス利用に関するキャンセル費用を負担する者がこれに該当します。
(6)対象参加者	団体予約における参加申込時に本保険の申込を行う場合、その参加申込における参加者をいいます。

第3条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、この保険契約に適用される特約に定めるキャンセル事由により、対象参加者が、保険証券記載のサービス（以下、「対象サービス」といいます）の提供を受けられなくなった場合で、被保険者または被保険者の法定相続人が対象サービスの参加申込に関してキャンセル費用を負担した場合、この普通保険約款および適用される特約の規定に従い、保険金をそのキャンセル費用の負担者に支払います。

すなわち、普通保険約款および適用される特約を下記の通り読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および適用される特約における第1条（保険金を支払う場合）の「被保険者または対象サービス同伴予定者」を「対象参加者」に読み替えます。
- ② 普通保険約款および適用される特約における「予約」を「参加申込」に読み替えます。
- （2）当会社が保険金を支払うのは、前（1）の損失の発生原因となったキャンセル事由の発生の時が保険期間中であった場合に限りです。

第4条（キャンセル費用の範囲）

- （1）普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）（1）のキャンセル費用とは、対象参加者が、対象サービスの提供を受けられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、対象サービス利用契

2026年8月4日

約に基づき、被保険者が払戻しを受けられない費用または支払を要する費用をいいます。

- (2) 普通保険約款第2条(2)にかかわらず、一の参加申込を対象サービスとし、複数の参加申込を対象とした保険契約は取り扱いません。

第5条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ①保険契約者、被保険者または対象参加者の故意または重大な過失
- ②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③保険契約者、被保険者または対象参加者の犯罪行為または闘争行為
- ④保険契約者、被保険者または対象参加者が法令に定められた運転資格(注1)を持たず、または酒に酔った状態もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(注2)
- ⑦核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧前③の事由に随伴して生じた事故による傷害もしくは疾病、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害もしくは疾病
- ⑨前⑦以外の放射線照射または放射線汚染
- ⑩対象参加者が、対象サービス提供業者が予め定める基準等を満たしておらず、サービスが利用できなかった場合
- ⑪当会社が、被保険者がキャンセル費用を負担したことを、客観的事実をもって確認できない場合
- ⑫対象参加者が頸部症候群(注5)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(注1) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第6条(保険契約の失効および当会社への通知)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかの失効事由に該当した場合は、その事実が発生した時に、保険契約は失効します。

- ①対象サービスの提供業者の事情により、対象サービス利用契約が解除(注1)され、対象サービス提供業者から参加申込代金の全額払戻し(注2)を受けた場合
- ②契約責任者が、対象サービスの予約取消以外の事由により、対象サービス利用契約を解除(注3)した場合
- ③保険契約者、被保険者または対象参加者が、対象サービス提供業者の承諾を受け、参加者としての

2026年8月4日

地位を第三者に譲渡した場合

- ④対象参加者が死亡した場合。ただし、第7条（保険契約の終了）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

（注1）対象サービス提供の中止による解除を含みます。

（注2）対象サービス利用予定日より前の日における解除の場合は、利用代金の全額の払戻しを受けた場合をいいます。対象サービス利用開始後の解除の場合は、利用代金のうち、まだ提供を受けていない対象サービスに関わる金額の払戻しを受けた場合をいいます。

（注3）対象サービス利用契約の全部解除をいいます。

- （2）保険契約者または被保険者は、前（1）の失効事由が発生した場合には、保険契約者マイページより、当会社に通知を行うものとします。ただし、保険契約者マイページが利用不可能な場合には、当会社は、電話もしくは書面による通知を認めます。
- （3）前（1）の規定により保険契約が失効した場合、当会社は払い込まれた保険料全額を返還します。
- （4）保険契約が失効した場合、保険契約の復活は取り扱いません。

第7条（保険契約の終了）

主契約の保険期間中に対象サービスの参加申込がキャンセルされ、本保険による保険金が支払われた場合、当該保険契約は終了します。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料のコンビニエンスストア払特約

第1条（特約の適用）

この特約は、旅行キャンセル費用保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯するもので、保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてコンビニエンスストア払を選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。

第2条（保険料の払込み）

- （1）この特約が付帯された場合には、保険契約者は当社の指定するコンビニエンスストアで保険料を払い込むものとし、保険契約者がコンビニエンスストアにおいて保険料の払込みを完了した時に、保険契約者が当社に保険料を払い込んだものとみなします。
- （2）（1）の規定は、当社がコンビニエンスストアから保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者がコンビニエンスストアにおいてこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして（1）の規定を適用します。
- （3）（2）の当社がコンビニエンスストアから保険料相当額を領収できない場合で、保険契約者がコンビニエンスストアにおいて、この保険契約にかかわる保険料相当額を払い込んでいない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

2026年8月4日